

避難確保計画の作成方法について

越前市

1. 過去の水害の振り返り

● 平成28年 台風10号による岩手県岩泉町小本川の被害概要（平成28年9月16日時点）

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
- この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



出典)「水害・土砂災害に備えて ～洪水等に対する警戒避難について～ 国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水災害予報センター」資料より

【参考】岩手県岩泉町の被害施設の当日の動き

	岩泉町全般、役場に関すること
	被災した社会福祉施設に関すること

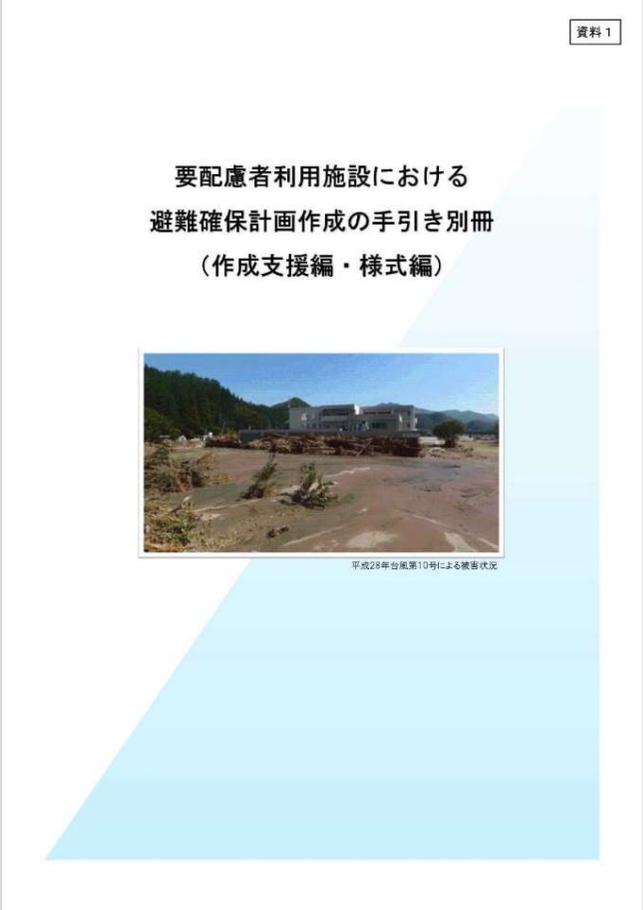
時刻	8月30日の主な動き
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令
10:16	● 盛岡地方気象台が 岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 安家(あつか)地区の一部133世帯に避難勧告を発令 (小本川流域外)
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した
16:40頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 ● 5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。
16:47	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 ⇒「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2〜3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」
17:20頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 (岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた) ⇒「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位(2.50m)を超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」 ● 岩泉町は避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、電話対応に追われ、町長に報告されなかった。
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、 車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者を「ふれんどりー岩泉」に避難させようと考えた(運営母体は同じ) 。管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には 氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった 。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。(周辺住民に救助されている。)
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18:00頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。(この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。) ● 楽ん楽んでは急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● 同じ運営母体で、建物が隣接する「ふれんどりー岩泉」には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。エレベータが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。(入所者は無事) ※建物は鉄筋コンクリート3階建て
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没 (天井近くの時計がこの時刻で停止) ※建物は木造平屋建て

2. 避難確保計画の様式

作成のポイント！

各様式の作成方法は、手引き別冊や事例集が参考となります

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の**手引き別冊**
(作成支援編・様式編)



☛ 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。本書を参照しながら様式を作成します。

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の**事例集**
(水害・土砂災害)



☛ 水害の事例として、「岩手県久慈市」が参考となります。

2. 避難確保計画の様式【洪水】

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、越前市に提出頂きたい様式【様式1～6】
※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、町に提出する必要がない様式【様式7～12】
※別添、別表1、別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

2. 避難確保計画の様式【土砂災害】

土砂災害に関する避難確保計画 目次

表紙	
目的	1
1 立地条件と災害予測	2
1-1 想定される土砂災害の把握	
2 情報の収集	3~6
2-1 気象情報	
2-2 雨量・水位	
2-3 土砂災害の危険度に関する情報	
2-4 避難に関する情報	
2-5 前兆現象の確認	
2-6 各情報を入手した場合の対応	
3 防災体制	7~9
3-1 職員の招集・参集基準	
3-2 防災体制毎の役割分担	
3-3 職員の連絡体制	
3-4 施設利用者状況の把握	
4 休業や避難方法の判断基準（事前対策）	10
4-1 施設の休業判断	
4-2 避難の判断	
5 避難	11~15
5-1 避難方法	
5-2 防災関係機関等への連絡	
5-3 地域住民等への協力	
5-4 家族への連絡	
5-5 健康ケアとメンタル対策	
5-6 食料等備蓄品	
6 点検	16~17
6-1 施設周辺・避難経路の定期的な点検	
6-2 施設、設備の定期的な点検	
7 防災教育・訓練の実施	18~19
7-1 職員への防災教育	
7-2 防災訓練の実施	

土砂災害の避難確保計画においても、洪水と同様、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

個人情報等が含まれるものは、町への提出から省いていただいて結構です。

※洪水と土砂災害でひな形は異なりますが、計画に記載すべき項目はほぼ同じです。

2. 避難確保計画の様式【土砂災害】

「土砂災害に関する避難確保計画」作成の手引き 構成



3. 【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

事例集p13

事例集p14

②計画を作成したことを
越前市へ報告する文面を記載

第1章 総則
第1節 計画の目的、運用範囲
(目的)
第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
(諸規定との関係)
第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。
(計画の適用範囲)
第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

①計画の目的を記載

第2節 水防管理者の業務及び権限
(水防管理者)
第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。
2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。
(水防管理者の権限及び業務)
第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。
(1) 自衛水防組織の設置
(2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
(3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
(4) 日頃から気象情報の収集に努める
(5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
(6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
(7) 収容人員の適正管理
(8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
(9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
(10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
(11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
(12) 管理権原者に対する助言及び報告
(13) 水害防止対策の推進
(14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

(↑様式に記載はないので任意記入)

(市への報告等)
第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。
(1) 洪水時の避難確保計画の提出
(2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
(3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
(4) 水防用設備の点検結果の報告
(5) 教育訓練の指導要請
(6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項
(施設の遵守事項)
第7条 施設の設定等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。
(1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
(2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
(3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(↑様式に記載はないので任意記入)

③計画の適用範囲を記載
※久慈市の事例にはありませんが、様式1を参考に作成する。

第3節 計画の適用範囲
この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

④施設の人数を記載
※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	夜間 2名		

4.【別紙1】避難経路図

■ 施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

事例集p15

① 越前市防災ハザードマップから浸水区域の情報を入手する



作成のポイント!

- 施設周辺の浸水危険性を確認する。
- 安全な避難場所を選定する。

作成の手順

- ① 越前市防災ハザードマップから浸水区域の情報を入手(印刷または画像コピー等)する。
- ② ①のマップ上で自施設を探す(●をつける)。
- ③ 施設周辺の水深を確認する。
- ④ 安全な避難場所を探す。(想定最大規模の洪水浸水想定区域を確認し、別途避難場所も検討)
- ⑤ 避難場所までの避難経路に色を塗る。
- ⑥ 建物階数と浸水深を記載(追加)する。

4.【別紙1】避難経路図

避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【**立ち退き避難を基本**】としましょう。
- **立ち退き避難を検討した上で**、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は、**屋内安全確保**(上層階への避難)等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

留意事項

- 浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。
(屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。)
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の**安全性を確認**しながら考えましょう

浸水範囲と浸水深

継続時間

家屋倒壊等

重ねるハザードマップ 検索

〇〇 浸水想定 検索

避難行動について

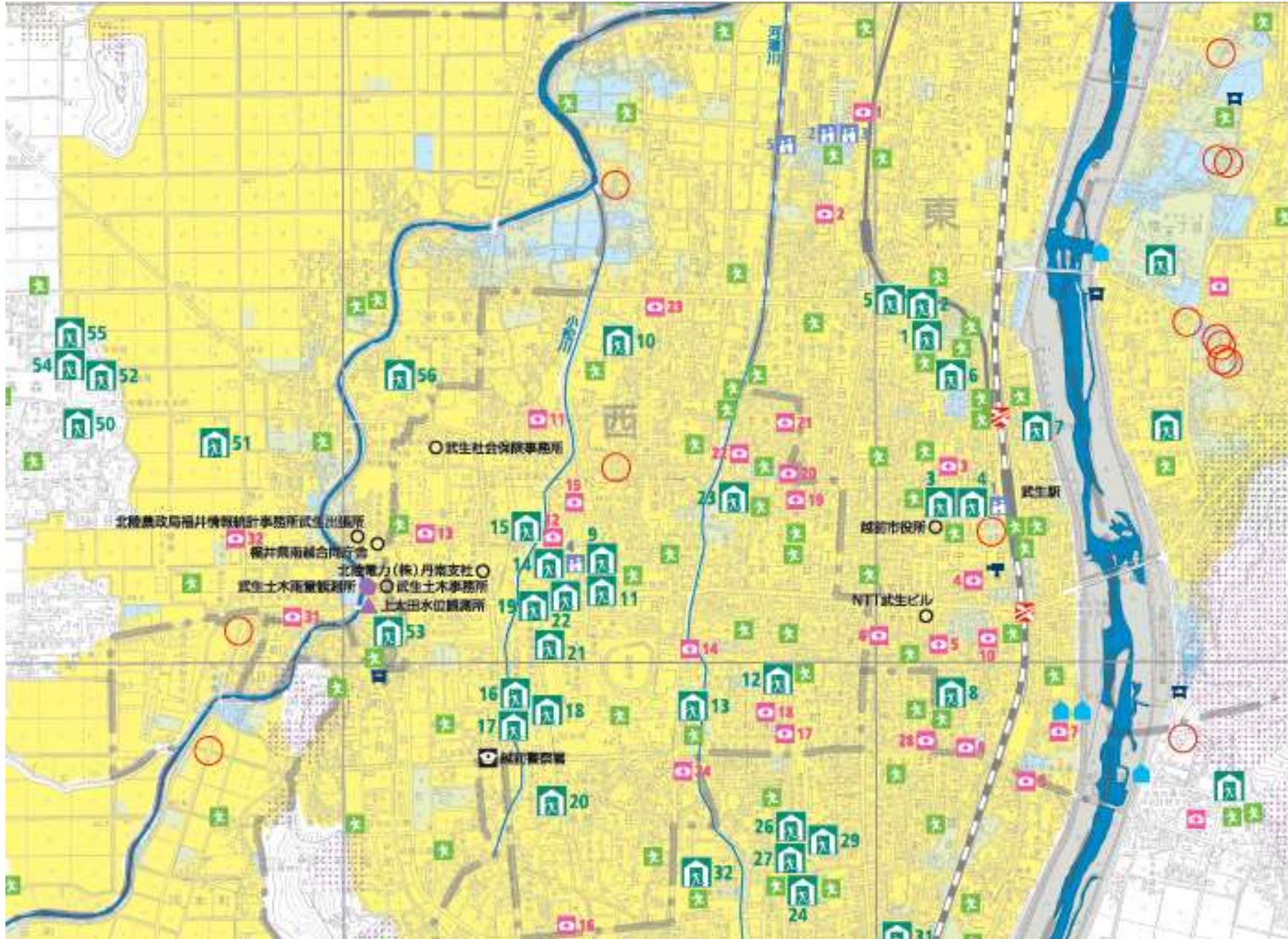
立ち退き避難: その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する**水平避難**。

屋内安全確保: **垂直避難**(屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動)などで屋内に留まったの安全確保。

4.【別紙1】避難経路図

☛ 手引き(別冊)P①~P④参照

■ 越前市ホームページにて、「洪水ハザードマップ」を公表しています。



【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1の作成

- 「重ねるハザードマップ」の作図機能で、自施設や避難先、避難経路を追加できます。距離計測も可能です。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、別紙1に添付して下さい。

重ねるハザードマップ

災害種別で選択

- 洪水
- 土砂災害
- 津波

作図機能

作図・ファイル

- マーカー
- 線
- TEXT
- 編集
- 削除

印刷等は、「その他」ボタンから

印刷

画面を保存

表示

ツール

「洪水」、「土砂災害」
とも表示可能

- ◇マーカー: 施設位置を設定
- ◇線を追加: 避難経路を設定

重ねるハザードマップ

用紙サイズ: A4縦(標準)

印刷

元の画面に戻る

避難経路図(イメージ図)

印刷

(避難場所)
●●●中学

(避難経路)
県道●号線を通行

グループホーム ●●苑

500 m

5. 【様式2】防災体制

様式2

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
③いつ行動するか	注意体制確立	①何をするか	②誰が対応するか
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

作成のポイント！

- 避難行動(避難先までの移動と避難のための準備)に「どの程度の時間が必要か」を考える。
- 施設の状況(浸水特性、職員の体制、利用者数や利用者の体調等)によって、必要な時間や対応が異なる(全ての施設に共通する解がない)ことに留意する。

作成の手順

- ① 防災行動の3段階(体制)ごとの活動内容(何をするか)を決める。
- ② 活動を誰が行うか(対応要員)を決める。
- ③ 3段階の活動の判断時期(いつ行動するか)を決める。

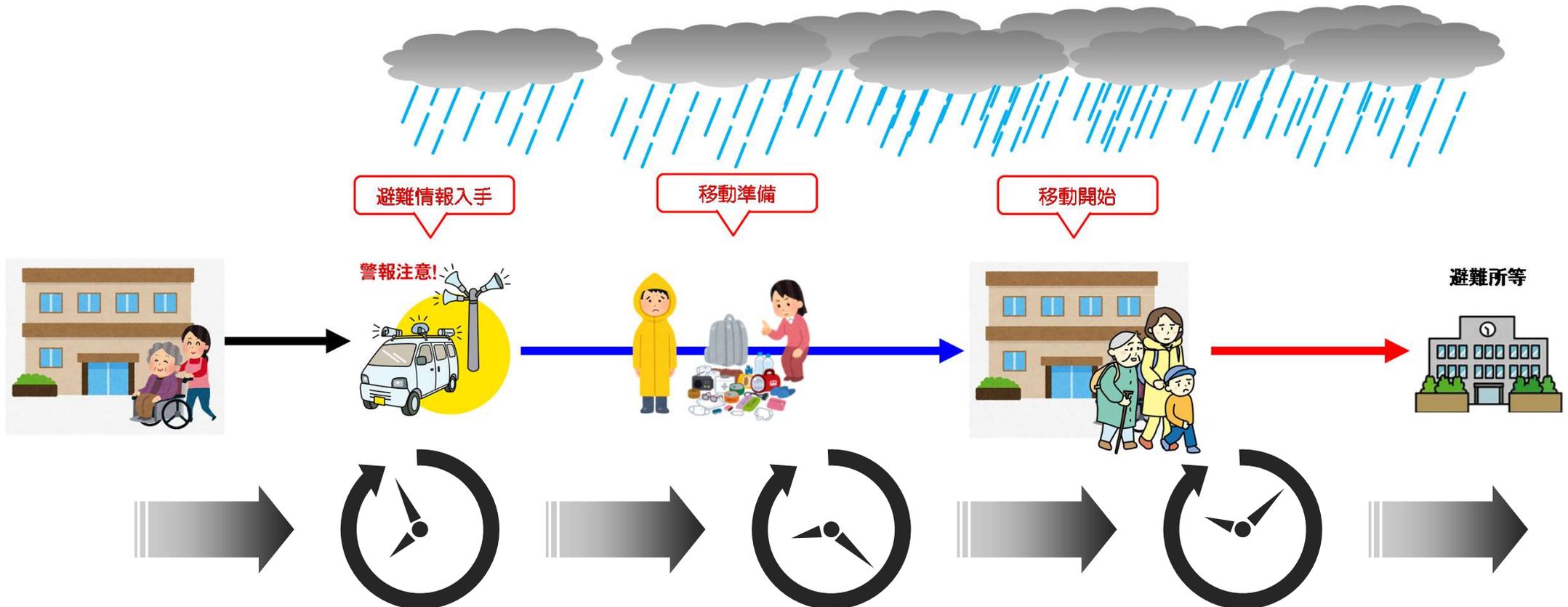
5.【様式2】防災体制

- 台風等の発生後、避難先への移動が完了するまでの間に、大きく3つの段階があります。
- また、避難準備や移動には、それぞれ一定の時間が必要であることに留意が必要です。

心のスイッチ
を入れる段階

避難開始に向けた
準備を進める段階

避難開始
の段階



5. 【様式2】防災体制

様式2

4 防災体制
連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

いつ行動するか

体制確立の判断時期
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○ ➤ ○○
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○ ➤ ○○
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○ ➤ ○○

何を・誰が行うか

体制	活動内容	対応要員
注意体制確立 心のスイッチを 入れる段階
警戒体制確立 避難開始に向けた 準備を進める段階
非常体制確立 避難行動の段階

5.【様式2】防災体制

現在、越前市内の水位観測所における避難判断水位が設定されており、基準水位に達したら、越前市より対象地域に避難準備情報を発令します。

越前市における避難判断基準水位とその観測地点は、以下のとおりです。「様式2」の参考として下さい。

種別	住民に求める行動	避難判断基準水位
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始。	日野川3.5m(中平吹)浅水川2.3m(北)鞍谷川1.8m(栗田部)服部川1.5m(東庄境)吉野瀬川1.9m(家久)～2.4m(上太田)
避難勧告	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始しなければならない段階。	日野川4.0m(中平吹)浅水川2.8m(北)鞍谷川2.1m(栗田部)服部川2.2m(東庄境)吉野瀬川2.7m(家久)(上太田)
避難指示(緊急)	未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を直ちに完了。その暇がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。	日野川4.0m(中平吹)浅水川2.8m(北)鞍谷川2.7m(栗田部)服部川2.2m(東庄境)吉野瀬川2.7m(家久)～3.2m(上太田)

「避難準備・高齢者等避難開始」が出たら避難開始するということではないことに留意して下さい。施設の状況を踏まえて、必要なタイミングの情報をトリガーとして検討して下さい。

6. 【様式3】情報収集・伝達

■ 様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

事例集p17

5. 情報収集・伝達 (1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

① 防災情報の収集方法を決定する

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ・気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ・福井県河川・砂防情報システムの情報 市内河川の水位到達情報発表状況、水位観測所の水位等を確認
避難情報 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急) 避難所の開設状況	緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット 越前市ホームページ Facebook、Twitter 広報車

作成のポイント!

- 災害時にも着実・円滑に情報収集ができるように工夫する。
- 誰が収集するかも同時に検討する。

作成の手順

○ 防災情報の収集先を決定する。

【留意事項】 情報収集について

- ・ 「福井県ホームページ」から「川の防災情報」の情報について、**普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておきましょう。**
- ・ 地上デジタル放送の「dボタン」から、「**防災・生活情報**」を選択し、**気象情報等を確認**できます。

6.【様式3】情報収集・伝達

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

検討時のポイント！

■「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決める。

作成の手順

- 防災情報の伝達方法を決定する。
- 様式9(緊急連絡網)や様式10(外部機関等への緊急連絡先一覧表)を作成したうえで情報伝達経路を作成する。

【留意事項】 情報伝達後の対応

- ・ 情報伝達後の対応として、施設利用者の帰宅や医療施設での外来診療中止などの判断がある場合、関係者(家族への連絡や他病院での受診等)との調整を予め行っておくことが望ましいです。

情報伝達システムの例と大切な心構え

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・避難勧告等の情報
- ・避難所の開設状況 等

市からの連絡、防災行政無線、緊急速報メール等の
プッシュ通知型の防災情報

【心構え】 情報が来るのを待つのではなく **自ら収集する** ことを心がけましょう

何の情報を

誰から誰に

総括・情報班
(管理者)

施設長

避難誘導班

関係施設 等

電話、メール、
口頭(施設内)

どのような
方法で

6.【様式3】情報収集・伝達

【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容		チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	様式12(様式編:P12) の 情報伝達要員に記載して あるか？	
②どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	様式3の(1)(様式編:P4) 収集する情報及び収集方 法に記載してあるか？	
③何を収集する (防災情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報、河川水位 避難準備・高齢者等避難開始 など		
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	様式12(様式編:P12) の 管理権限者、代行者が記 載されているか？	
⑤どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	様式3の(2)(様式編:P4) 情報伝達に記載されている か？	

7.【様式4】避難誘導

■ 設定した安全な避難先の情報を整理する。

事例集p18

①避難先、避難経路は避難経路図を反映

6. 避難誘導
 (1) 避難先
 避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1~2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。
 逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路
 避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。
 避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。
 日中で、避難経路②が浸水していない場合は、避難経路②を使用する。

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定

(3) 避難誘導
 避難先までの移動手段は、以下の通り

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2~3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2~3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2~3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2~3台
屋内安全確保	-		

(指定緊急避難場所)



作成のポイント!

■ 避難先までの移動距離と移動手段を踏まえ、避難移動に必要な時間を整理する。

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③様式11(対応別避難誘導方法一覧表)を作成したうえで、避難時の体制から必要時間を設定する。

【留意事項】移動手段を担保する体制・環境

- 記載した移動手段が、災害時に着実に確保できるか、また運転する人間がいるか、などの観点から確認することが重要です。
- 夜間や降雨の中での対応や、停電に伴うエレベーターの停止など、水害時に想定される周辺環境をイメージしてみることは、よい訓練になります。
- 避難誘導にあたり、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じた資機材の要否の検討は、備蓄物の対応にも関連します。

8. 【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

■ 情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

事例集p19

必要な物資・資器材を記載する。

作成のポイント！

■ 避難準備段階・避難誘導段階に加え、避難後の生活に必要な物資・資機材を整理する。

作成の手順

- ① 情報収集・伝達段階や避難誘導段階に必要な物資・資機材(案内旗、拡声器など)を整理する。
- ② 避難生活において必要な物資・資機材(水、食料、薬など)を整理する。
- ③ 水害時に利用できる状態にあるか確認する。

【留意事項】 医療施設における整備について

- 避難生活に必要な物資等の他、カルテのバックアップや医薬品等、医療再開に向けて必要な措置について留意が必要です。
- 医療行為に必要な電力供給の確保についても留意が必要です。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスプレイ手袋、雨具

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■ 防災訓練

毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

9.【様式6】自衛水防組織の業務に関する事項

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

様式6

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

③自衛水防組織を設置したことを越前市に報告する

②研修・訓練計画は【様式5】に基づいて記述する

作成のポイント!

- 設置は努力義務ですが、水害時に避難対応を行う体制のことに他なりません。
- 設置を検討して下さい。

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織設置を記述。
- ②研修及び訓練計画を記述。
- ③設置を越前市へ報告する旨を記述。

<留意事項:自衛水防組織の設置について>

- ・ 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- ・ 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。設置した場合、越前市への報告が必要です。
- ・ 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を修正する

①施設名に変更する

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

【事例1】岩手県久慈市

別添 「自衛水防組織活動要領」

事例集P.12

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

(1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。

(2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。

(3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

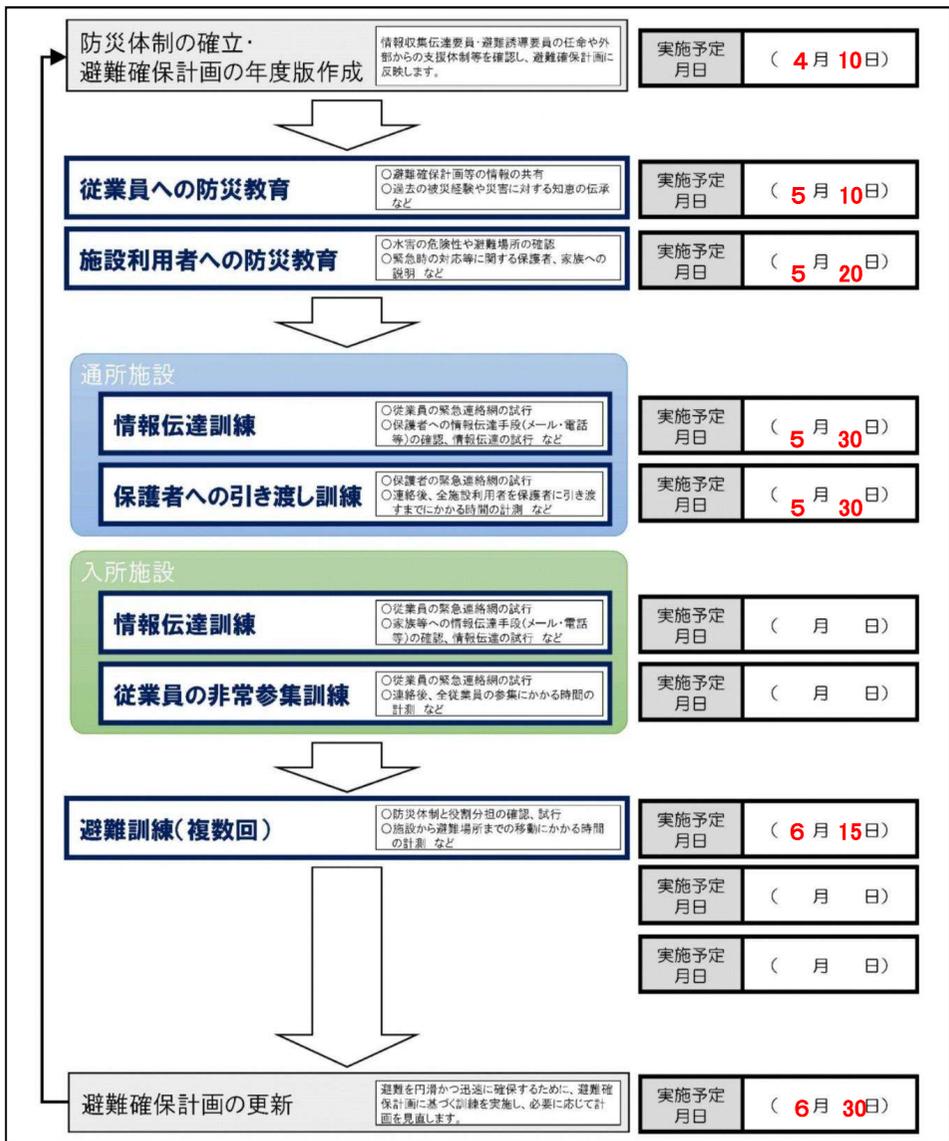
【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】



作成のポイント！

- 従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- 出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- 訓練を踏まえ、計画の更新時期を決める。

作成の手順

- ① 訓練内容と実施日程を記入する。
- ② 日程を設定後、様式5の下段「8.防災教育及び訓練の実施」に反映する。

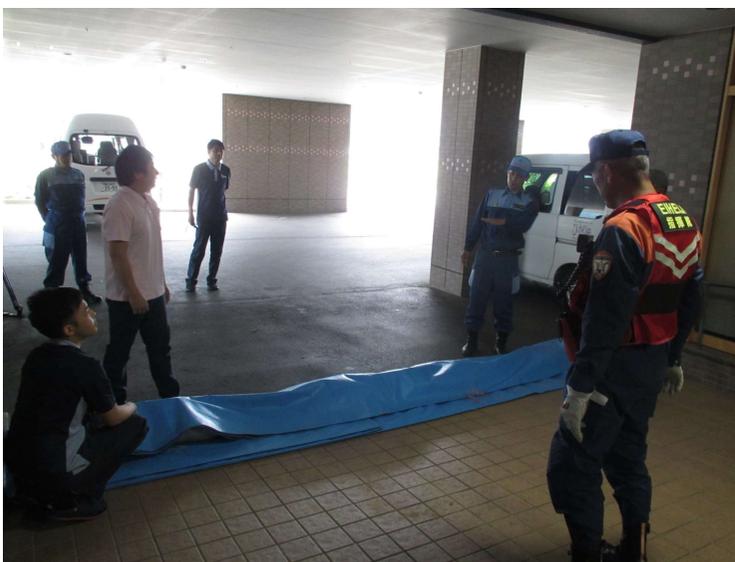
【参考】防災教育及び訓練の年間計画作成例

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

● ひかり苑による水害避難訓練 (2019.6.2)



垂直避難を想定した利用者の避難誘導訓練
(垂直避難)



土のうの積み方の訓練
(シート張り工法)

● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難



イラストによる
避難の説明

避難訓練の様子

出典: 郡山市認可保育園 笑風にこにこ保育園HP

(2016.7.27)

【参考】防災教育及び訓練の年間計画作成例

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典：座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」



風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典：座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

12. 【様式9】緊急連絡先

12 緊急連絡網

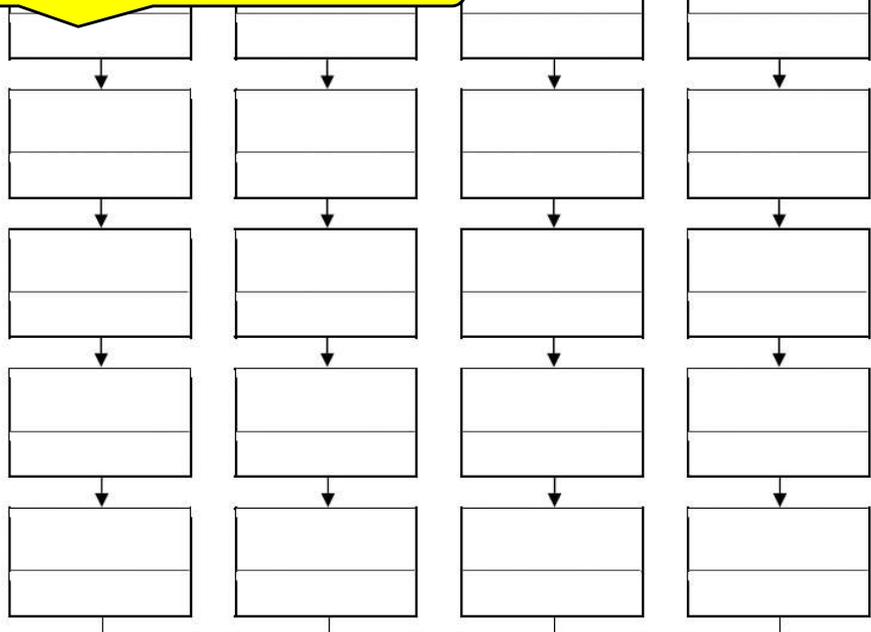
様式9

従業員と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先(電話番号)」
を入れてください。

①施設の職員の連絡網



②施設利用者の保護者等の連絡体制

作成のポイント!

- 連絡網が途切れた場合にも確実に連絡できる工夫を検討する。(例:連絡がつかない場合は、次の人に連絡し、後から確認する対応とする 等)
- 連絡先は定期的に更新する。

作成の手順

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を整理する。

13.【様式10】外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

連絡先	連絡先
越前市役所	0778-22-3000
消防署	119 (管轄の消防署を確認して下さい)
警察署	110 (管轄の消防署を確認して下さい)
北陸電力(株)	0120-77-6453
NTT	113
支援者	
医療機関	

14.【様式11】対応別避難誘導方法一覧表

■施設利用者の避難先、移動手段、担当者等を整理し、避難時の対応内容を決定する。

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- 誰が対応**するかを決定する。
- 移動に必要な**時間**を考える。

対応内容	施設利用者		避難誘導要員	
				担当者
避難場所へ移動	<input type="checkbox"/> 単独歩行が可能な方	() 名	() 名	()
	<input type="checkbox"/> 介助が必要な方	() 名	() 名	()
	<input type="checkbox"/> 車いすを使用する方	() 名	() 名	()
	<input type="checkbox"/> スリッパや担架が必要な方	() 名	() 名	()
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名	() 名	()
	そのほかの対応			
	<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方	() 名	() 名	()
	<input type="checkbox"/> 病院に搬送する方	() 名	() 名	()
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名	() 名	()

<留意事項: 移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

15.【様式12】防災体制一覧表

■施設における役割(管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班)を決定する。

15 防災体制一覧表

様式12

管理権限者 () (代行者)		
情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

作成のポイント！

■責任者や担当者が不在の時にも施設としての対応が進められる組織とする。

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める。
- ②各要員の対応内容を決める。

※役割分担は必ずしも固定する必要はありません。
。人手が足りない場合などに備えて、一人何役でもこなせるような体制とすることが有効です。

■まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

本日の講習会の内容を踏まえ、計画の検討・作成を進めて下さい。

<留意点の振り返り>

- 災害は、想定どおりに発生するとは限りません。
- 様々な被害状況をイメージすることが、いざという時の臨機応変な対応能力に繋がります。
- 避難確保計画で「いつ」「どこへ」「どうやって」避難するかを考える過程で、施設のリスクを正しく理解し、必要な体制と備えについて施設の職員の皆さんで共有して下さい。
- 避難確保計画を作ったあとが大切です。避難訓練と確認、計画の見直しを継続していくことが重要です。

施設利用者を「安全な場所」に、「早め」に避難させられる計画を作成し、水害時の逃げ遅れによる被害を回避しましょう。

今後の予定等

今後の予定(計画策定までの日程等)

前期講習会

日時

11/21(木)

14:00~16:00

会場 越前市役所

① 計画作成方法におけるポイントを説明します。

- ◇ 地域の気象特性など
- ◇ 法律で定められた記載内容
 - ・ 総括班、情報収集班、避難誘導班の役割分担 など
- ◇ 計画の様式を活用した作成方法
 - ・ 地震や火災の既往計画の活用方法 など

質問窓口を設置



講習会で聞いたけど、
どうしたらよいかわからない…



後期講習会

日時

令和元年
2月予定

会場 越前市役所

③ 作成した計画内容の充実を図ります。

- ◇ 各施設において工夫した知恵の共有
 - ・ 避難誘導における組織体制の工夫
- ◇ 施設単独で解決できない問題
 - ・ 周辺地域における連携方法 など



質問窓口を設置

④ 施設関係者で、再度計画の内容を検討して下さい。

⑤ 計画を作成後、市町村へ提出します。

【ワールドカフェの流れ】

- ① 数人が一組となって席につきます。
- ② テーマに沿って一定時間、意見交換を行います。
- ③ 1人（カフェマスターと呼びます）を除いて、全員が別のテーブルに移動します。
- ④ カフェマスターは、移動してきた人たち（旅人と呼びます）に、前の議論の概要を説明し、それを受けて、新たな参加者でまた意見交換を行います。

※ ワールドカフェで目的とするのは「正解を出すこと」や「合意形成を図ること」ではありません。

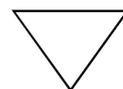
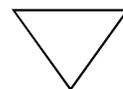
※ いろいろな視点・立場からの自由な意見交換を経て、「様々な気づき」や「自由な発想」を得ることに特徴があります。



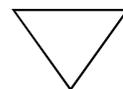
ワールドカフェイメージ



前期講習会(座学)



計画(案)の作成に悩んで頂くと、ワールドカフェがより楽しくなります



後期講習
(ワールドカフェ)

【お願い】

後期講習会までに、皆さんの施設における「避難の進め方や課題」について、なるべく多くの施設関係者の間で話をしてきて下さい。

ワールドカフェでは、二つのテーマを二つ考えております。

テーマ①:「自施設はどのような危険にさらされていますか。」

テーマ②:「災害時に安全に避難するための体制・方法等を教えてください。」

各施設の計画作成における課題(弱み)と施設で工夫している点(強み)を話し合い(共有し)、よりよい計画とする場となります。

今後の予定(後期講習会:ワールドカフェにて実施)

